

青森県報

第三千四号

平成二十年
十月二十九日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

告 示

廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定…………… (環境政策課) …… 二

登録販売者試験の施行…………… (医療業務課) …… 二

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出…………… (高 齢 福 祉 保 険 課) …… 二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定…………… (同) …… 三

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出…………… (同) …… 三

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出…………… (同) …… 三

都市計画の変更…………… (都市計画課) …… 三

教育委員会

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報の一部改正…………… (職員福利課) …… 四

選挙管理委員会

規 則

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表…………… (事務局) …… 四
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 四
政治資金規正法による政治団体の解散の届出…………… (同) …… 五
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 五

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十六号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の五に次の一号を加える。

五 負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)
イ 孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行

株式会社協和医療器	八戸市北白山台二丁目一の九	福祉用具貸与	株式会社協和医療器	八戸市北白山台二丁目一の九	"
-----------	---------------	--------	-----------	---------------	---

青森県告示第七百一十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
株式会社おだやか	株式会社おだやか	八戸市大字田面木字前平三八の一三	株式会社おだやか	株式会社おだやか	八戸市大字田面木字前平三八の一三	平成二〇・一〇・六

青森県告示第七百三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	名 称	所 在 地	年 廃 月 日 止
医療法人明仁会	医療法人明仁会	むつ市大字奥内字金谷沢一の六七	はまなす苑居宅介護支援事業所	はまなす苑居宅介護支援事業所	むつ市大字奥内字金谷沢一の六七	平成二〇・一〇・三〇

青森県告示第七百四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五条の九第二号の規定により公示する。

平成二十年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所 在 地	年 廃 月 日 止
社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字平館野田川二〇八の一	訪問介護	外ヶ浜町社協蟹田訪問介護事業所	外ヶ浜町社協蟹田訪問介護事業所	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三〇二	平成二〇・一〇・三〇
社会福祉協議会	弘前市大字三和字上恋塚一九	訪問介護	ホームヘルプステーション	ホームヘルプステーション	北津軽郡板柳町大字辻字岸田六	"

青森県告示第七百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画臨港地区に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称
一 総括図

- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第七百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県土木整備部都市計画課及び弘前市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第七号

平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成二十年十月二十九日

青森県教育委員会

表公立学校教員採用候補者選考試験の項中「第二次試験の受験校種・教科（科目）毎の」の下に「面接（模擬授業・個人面接）、小論文及び実技試験のそれぞれのラン

ク並びに」を加える。

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年十月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の 称	代 表 者 氏 名	会 計 責 任 者 氏 名	主たる事務所の所在地	届 月 日 出
鐘吾の会	相馬 茂	品川真佐治	南津軽郡田舎館村大字 十二川原字中鱸二五の二	平成 二〇・九・四

青森県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十年十月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭